

【高額療養費制度(70歳以上の方)】

被保険者の所得区分		自己負担限度額(外来)
① 現役並み所得者	現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	252000円+(総医療費-842000円)×1% [多数該当:140100円]
	現役並みⅡ (標準報酬月額53~79万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	167400+(総医療費-558000円)×1% [多数該当:93000円]
	現役並みⅠ (標準報酬月額28~50万円で高齢受給者証の負担割合が3割の方)	80100+(総医療費-267000円)×1% [多数該当:44400円]
②一般所得者 (①および③意外の方)		18000円 (年間上限14.4万円)
③低所得者	Ⅱ(被保険者が市区町村民税の非課税者等)	8000円
	Ⅰ(被保険者とその扶養家族全ての方の収入から必要経費・控除額を除いたあとの所得がない場合)	

【高額療養費制度(70歳未満の方)】

所得区分	自己負担限度額
①区分ア (標準月額報酬83万円以上の方) (報酬月額81万円以上の方)	252000円+(総医療費-842000円)×1% [多数該当:140100円]
②区分イ (標準月額報酬53～79万円の方) (報酬月額51.5万円～81万円未満の方)	167400円+(総医療費-558000円)×1% [多数該当:93000円]
③区分ウ (標準月額報酬28～50万円の方) (報酬月額27万円～51.5万円未満の方)	80100円+(総医療費-267000円)×1% [多数該当:44400円]
④区分エ (標準月額報酬26万円以下の方) (報酬月額27万円未満の方)	57600円 [多数該当:44400円]
⑤区分オ(低所得者) (被保険者が市区町村税の非課税者等)	35400円 [多数該当:24600円]

* 多数該当とは、療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む)場合には、4ヵ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

医療費が高額になりそうなときは限度額適用認定証をご利用ください。

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口(※1)に提示すると、1ヵ月(1日から月末まで)の窓口での支払いが自己負担限度額まで(※2)となります。

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額は対象外となります。